

奈良県告示第四百十一号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定に基づき、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認める道路を次のとおり指定する。

令和三年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道一六六号	葛城市太田二一八六番二先から 葛城市中戸一六番一先まで

二 指定する期日

令和三年四月一日